

弓削商船高等専門学校寮生保護者会会則

(名称)

第1条 本会は、弓削商船高等専門学校寮生保護者会と称し、事務所を弓削商船高等専門学校学寮内に置く。

(目的)

第2条 本会は、弓削商船高等専門学校学寮（以下「学寮」という。）の管理運営に必要な協力をすることを目的とする。

(事業内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 学寮の運営に必要な助成に関すること。
- 二 施設設備の拡充整備の助成に関すること。
- 三 会員相互の親睦に関すること。
- 四 その他目的達成に必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 本会は、学寮に入居した学生の保護者をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1人
- 二 副会長 1人
- 三 理事 若干人
- 四 監事 2人

2 会長、副会長及び監事の選出は、総会において会員の中から選出する。

3 理事は、会員の中から会長が委嘱する。

(役員の任期)

第6条 役員の前任期は1年とし、再選を妨げない。ただし、任期満了後、後任者が決定していない場合は、後任者が決定するまでの間、その任務を継続するものとする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 三 理事は、本会の運営に関わる事項を審議する。
- 四 監事は、会計を監査する。

(幹事)

第8条 本会に幹事を置き、会長が委嘱する。

2 幹事は、本会に関する事務を掌理する。

(会議)

第9条 会議は、総会及び役員会とする。

2 総会及び役員会は、会長が招集し、その議長となる。

(総会)

第10条 定期総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、役員会の議を経て、臨時に開催することができる。

2 総会は、対面のほか、書面又は電磁的方法により行うことができる。

3 総会は、会務報告、会則の改廃、決算報告、予算審議、役員選出等の重要事項を審議決定する。

4 総会の議決は、出席会員の半数以上の賛成を必要とする。

5 議決は、対面のほか、書面又は電磁的方法により行うことができる。

6 書面又は電磁的方法によって返答がない場合は、賛成したものとみなすことができる。

(役員会)

第11条 役員会は、会長が必要と認めるとき開催する。

2 役員会は、第5条の役員によって構成し、総会に関わる事項以外のことについて審議する。この場合は、総会において報告しなければならない。

(経費)

第12条 本会の経費は、学寮生活費、寄付金及びその他の収入金をもって充てる。

2 学寮生活費は月額11,000円とし、次の各号のとおり取り扱う。

一 前期 5月納付 6ヶ月分

二 後期 10月納付 6ヶ月分

三 中途入寮 入寮した月から当該期分を納付する。

四 中途退寮または離寮 納付済みの学寮生活費について、退寮または離寮する月の翌月分以降を還付する。

3 物価の変動等により経済状況が変化が生じた場合は、総会の議決を経て臨時に学寮生活費を徴収することが出来る。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第14条 この会則に定めるもののほか、学寮の管理運営の助成に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成23年7月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年6月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和5年7月24日から施行する。